

# 横浜市立豊岡小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年 3月24日

改定日 令和 7年10月27日

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

### (2) 豊岡小学校いじめ基本方針の目的

豊岡小学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものです。

### (3) いじめを防止するための基本的な方向性

いじめは、鶴見中学校ブロック教育目標「自分のよさに気づき、愛するまちや人とともに、自らの生き方を切り拓いていく児童生徒を育てます」や、本校教育目標「学び合い 高め合い まちとともに明日を拓く豊岡っ子」の実現を阻害するだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものと考えます。そこで、国の基本方針および横浜市いじめ防止基本方針にのっとり、本校では、いじめはどの集団にも、どの児童にも起こる可能性があるもつとも身近で深刻な人権侵害であることを念頭におき、①いじめの未然防止、②早期発見・早期対応、③適切な対処・措置、④児童の声を反映 の4つの視点から具体的な取組を推進していきます。

#### ① いじめの未然防止

創立以来培われた学校風土、地域との関係を大切にします。自己有用感の醸成を大切にした学級経営や授業改善を行い、学校生活全体を通して安心できる人間関係の確立を目指します。また、子ども自らにいじめについて考えさせ、いじめをしない、させない、ゆるさない子ども社会の実現に努めます。

#### ② いじめの早期発見・早期対応

校長のリーダーシップのもと、児童支援専任を中心として、いじめをさせない、見逃さない、ゆるさない体制を組織的に作ります。全職員でいじめ防止に努めるとともに人権意識を高めます。また、様々な機会を活用し、児童・保護者とのよりよい信頼関係づくり、連携した対応に努めます。関係機関との定期的な連絡を含め、情報交換や支援要請を積極的に行います。

③ いじめに対する適切な対応・措置

いじめが発生した場合は全職員で組織的に対応していきます。また、該当児童や保護者の方との信頼関係の確立に努めていきます。さらに必要に応じて外部の関連機関との連携を図っていきます。

④ 児童の声を反映

横浜子ども会議のテーマ「いじめをしない自分であるために ～つなげる、広げる、いじめの未然防止の輪～」について児童一人ひとりが考える機会を設けます。また、どうすればいじめを未然防止できるかについて、話し合いやアンケートをもとに児童の意見を積極的に取り入れ、学級経営や学年経営に反映させていきます。

【豊岡小の児童たちから寄せられた意見】

○「いじめ」をしないために、自分ができること
誰とでも仲良くできるようにする。仲間外れをしない。／困ったことがあれば相談する。／相手の気持ちを考える。／いじめをしないように意識する。／言葉遣いに気を付ける。／人が嫌がることをしない。／苦手な人がいても、声や態度に出さずに距離をとる。／周りに流されない。／アンガーマネジメントやクールダウンをして、気持ちを落ち着ける。／人のものを触らない。／もしやられても、やり返さない。／ルールを守って遊ぶ。 等
○「いじめ」をしないために、みんなでできること
注意しあったり、声を掛け合ったりする。／いじめをしないためにどうすればよいか話し合う。／仲間外れをしない。みんなでできる遊びを考える。／約束やルールを守る。／一人ひとりがお互いを理解し、思いやりをもつ。／からかったり、いじったりしない。／みんなが自分の考えを話しやすくする。／いじめはいけないことを伝える。ポスターや看板を作る。 等
○「いじめ」が起きた時に、自分ができること
大人や友達に相談する。／止める。注意する。／いじめられている人に声をかける。寄り添う。／いじめてしまった人になぜやってしまったのか理由を聞く。／雰囲気に流されない。／いじめに気付いたら、見て見ぬふりをしない。／もし自分がいじめをしてしまっていると気付いたらすぐ謝る。 等
○「いじめ」が起きた時に、みんなでできること
大人に相談する。／注意していじめを止める。／いじめられている人に寄り添ったり、遊びに誘ったりする。／みんなで話し合う。／どうしていじめをしてしまったのか、理由を考える。／「いじめは許さない」という空気をみんなで作る。／お互いの話を聞く。／いじめに気付いたら、見て見ぬふりをしない。／いじめはいけないことを伝えるポスターを作る。 等
○「いじめ」が起きた時に、大人の人にしてほしいこと
注意したり、叱ったりしてほしい。／いじめを止めてほしい。／いじめられている人に寄り添って、助けてほしい。／解決を手伝ったり、いじめを止める方法を教えてほしい。／お互いの話をじっくり聞いてほしい。／理由を聞いてほしい。／家の人にも伝えてほしい。／どうやって解決するか、子どもにも相談してほしい。／早期発見、早期解決。 等

## 2 いじめ防止対策委員会の設置・役割

### (1) 設置

いじめ防止基本方針の目的を達成するために「いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員の協働と、関係機関との連携を図ります。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を求めます。

### (2) 構成

「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者としします。学校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、教務、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任。いじめの疑いがあると認められる場合は、関係児童の担任や校長は、必要に応じて、関係機関の職員、心理や福祉等の専門家の参加を要請します。

### (3) 対策委員会の運営

対策委員会は、月に1回以上、定期的を開催します。また、いじめの疑いがある段階で直ちに対策委員会を開催します。対策委員会では、校長等の責任者が、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、管理を行います。

### (4) 活動内容

#### \*未然防止

- いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- 対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者・地域に周知する。

#### \*早期発見・事案対処

- いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
- いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担を行う。
- 重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。

#### \*研修の実施

- いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。

#### \*取り組みの検証

- 学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

## 3 いじめ防止及び早期発見のための取組・事案対処

### (1) いじめ防止への取組

- ・教科・領域の学習の中でも豊かな心を育成するために、授業改善に努めます。
- ・学校生活全体や体験学習を通して思いやりの心、自己有用感を育てます。
- ・人権週間の取組や人権についての話を聞く活動、道徳の学習を通して自分を振り返る力を高めます。
- ・日頃の観察を中心に児童の実態を把握し、それを活かしていくように努めます。
- ・教職員の児童理解研修や人権研修を行い、教師力を高めます。
- ・いじめの未然防止について、話し合いやアンケートを通して児童の意見を積極的に取り入れます。

## (2) いじめの早期発見

児童支援専任を核として、職員がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、学校組織として積極的にいじめを認知します。教育相談やアンケート、保護者面談の中でもいじめに対する情報収集を行います。情報は複数職員で共有し、対応事案については定例の「いじめ防止対策委員会」に報告します。職員は児童理解に努めるとともに、児童・保護者との良好な関係づくりにも努め、相談しやすい環境をつくります。また、児童支援専任・特別支援教育コーディネーター・学校カウンセラー等の教育相談を充実させます。

## (3) いじめに対する措置

日常的に得られた情報を未然防止に生かし、いじめを認知した場合は、児童支援専任を核として複数の職員で対応します。児童指導が難しいと予想される場合、また、加害・被害の状況上、配慮が必要となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が核となり、迅速かつ組織的に対応します。被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援は適切かつ継続的に行います。いじめの認知時に重大な状況、または、犯罪性が予想される場合やそれらが認められる場合は、警察や関連機関への相談・支援要請等を行います。

## (4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは少なくとも2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

この状態に至るまで、対策委員会の情報共有、全職員の見守り、児童や保護者との信頼関係の確立等に留意しながら指導を継続して行っていきます。

## (5) 研修

児童理解研修やいじめ防止・対応に向けた研修等、年間計画をもとに校内研修を実施します。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加します。

## ○年間計画

月	取り組み内容
4月	年間計画の確認 引き継ぎの確認 特別支援教育全体会 児童理解研修（いじめの定義の確認等） 保護者面談①
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート） 教育相談
6月	YPアセスメント実施① 支援検討会 横浜子ども会議（鶴見中学校ブロック） 国際平和スピーチコンテスト 防犯教室、サイバー教室
7月	特別支援研修 地区懇談会（中学校ブロック）
8月	横浜子ども会議（鶴見区） 自殺予防研修 児童理解
9月	危機管理研修 児童の実態把握 いじめアンケートの実施 保護者面談②
10月	児童理解
11月	児童の実態把握 代表委員会にていじめ未然防止の取り組み話し合い
12月	いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート） 教育相談 人権週間の取組 いじめ防止月間の取組 保護者教育相談
1月	YPアセスメント実施② 支援検討会 児童理解
2月	特別支援教育全体会
3月	年間の振り返り 学校いじめ防止基本方針の見直し 新年度への引き継ぎ
年間	○学校いじめ防止対策委員会（月1回、随時） ○子どもの社会的スキル 横浜プログラムの実施 ○鶴見中ブロック児童支援専任・生徒指導専任による情報交換 ○スクールカウンセラーによる相談

## 4 重大事態への対処

### ① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。

### ② 重大事態への報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに横浜市教育委員会に報告します。また、調査において明らかになった事実についても同教育委員会に報告します。

### ③ 児童・保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じていきます。